

天使幼稚園利用定員の変更について

園則兼運営規定変更資料より

○変更前

(定員及び学級)

第11条 本園の収容定員(学校教育法施行規則第4条第1項第5号に規定する収容定員をいう。)は105名とし、3学級とする。

2 本園の認可定員(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条第4号に規定する利用定員をいう。)は、1号認定子ども45名、2号認定子ども35名、3号認定子どものうち満1歳以上の子ども22名、3号認定子どものうち満1歳未満の子ども3名とする。

3 本園の利用定員(子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する伊那市が定める利用定員をいう。)は、1号認定子ども45名、2号認定子ども35名、3号認定子どものうち満1歳以上の子ども22名、3号認定子どものうち満1歳未満の子ども3名とする。

○変更後

(定員及び学級)

第11条 本園の収容定員(学校教育法施行規則第4条第1項第5号に規定する収容定員をいう。)は105名とし、3学級とする。

2 本園の認可定員(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条第4号に規定する利用定員をいう。)は、1号認定子ども30名、2号認定子ども45名、3号認定子どものうち満1歳以上の子ども25名、3号認定子どものうち満1歳未満の子ども5名とする。

3 本園の利用定員(子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する伊那市が定める利用定員をいう。)は、1号認定子ども25名、2号認定子ども40名、3号認定子どものうち満1歳以上の子ども25名、3号認定子どものうち満1歳未満の子ども5名とする。